平成２１年（フ）第１２２号
北海道登別市幌別町８丁目14番地４　幌別東団地76Ｒ１―405、前住所北海道登別市柏木町４丁目29番地49
債務者　中鉢　文子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
北海道登別市幌別町８丁目14番地４　幌別東団地76Ｒ１―405、前住所北海道登別市柏木町４丁目29番地49
債務者　中鉢塗装店こと　中鉢　勝利
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２０号
北海道紋別郡雄武町字雄武910番地の１
債務者　髙橋多歌子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第２１号
北海道紋別市渚滑町５丁目25番地の９
債務者　早坂　正治
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第２２号
北海道紋別市渚滑町５丁目25番地の９
債務者　早坂千恵子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第１２号
北海道稚内市緑５丁目６番６号
債務者　松前　晶枝
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成１９年（フ）第７５号
北海道網走市桂町２丁目１番７号
債務者　横田　敬二
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
北海道網走市つくしケ丘６丁目11番１－３号
債務者　今村　秀稔
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
盛岡市清水町10番10号　さつき荘２号
債務者　山田美恵子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６０号
岩手県北上市相去町高前田39番地18
債務者　佐藤　美花
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第７６号
岩手県奥州市水沢区台町６番21号
債務者　菊池　　覚
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第８１号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字面塚75番地３サンフィールド21Ｂ棟、旧住所岩手県奥州市水沢区山崎町10番20号フォート山崎203号室
債務者　小田島裕美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１０５号
山形県鶴岡市三和字街道下63番地１
債務者　工藤　浩和
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１０６号
山形県鶴岡市大山を163番地
債務者　齋藤　久子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１０７号
山形県鶴岡市本町３丁目20番19号
債務者　坂尾　茂隆
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１０８号
山形県鶴岡市本町３丁目20番19号
債務者　鈴木利津子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１０９号
山形県鶴岡市みどり町34番６号
債務者　粕谷　利晃
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１１１号
山形県鶴岡市長者町10番31号　森ハウスＢ号室
債務者　後藤　　諭
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部